

## 名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成18年名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第2項及び第11条の2第4項の規定に基づき、理学研究科（以下「本研究科」という。）の授業科目、単位数、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成19年達第64号、平成21年達第41号、令和2年達第24号）

（授業科目及び単位数）

第2条 授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

（一部改正 平成31年達第20号）

（単位の計算の基準）

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験は、45時間の授業をもって1単位とする。

（履修方法）

第4条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 前期課程学生は、同課程に2年以上在学して、指導教員の担当する特別研究18単位を含めて30単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (2) 後期課程学生は、同課程に3年以上在学して、指導教員の担当する特別研究12単位を含めて20単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間については、優れた研究業績をあげた者については、同課程に1年（大学院で、修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

2 学生は、科目の履修方法について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

（一部改正 平成2

5年達第18号、平成26年達第21号、平成31年達第20号、令和4年達第31号）

（長期履修）

第4条の2 長期履修（大学院学則第11条の2第1項に定める計画的な履修をいう。以下同じ。）を希望する学生は、別に定める申請書を理学研究科長に提出しなければならない。

- 2 長期履修の認定は、理学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。
- 3 前項の規定により長期履修を許可された学生は、当該長期履修期間について変更を願い出ることができる。この場合における手続は、前項の規定を準用する。
- 4 前3項を適用した場合における前条に定める年数については、それぞれ履修計画年数に読み替えて適用する。

（一部改正 平成19年達第64号、平成27年達第47号、令和2年達第24号）

(単位互換)

第4条の3 前期課程学生は、他の研究科及び他の大学院との単位互換協定に基づき、対象の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修できる授業科目、単位数及び手続等は、別に定める。  
(一部改正 平成19年達第64号、平成21年達第41号、平成31年達第20号)  
(他の大学院等における授業科目の履修等)

第4条の4 学生は研究科長の許可を得て、他の大学院等における授業科目を履修し単位を修得することができる。

- 2 前項の許可は、教授会の議を経て行うものとする。
- 3 単位認定は、履修終了後に当該大学院等の成績証明書等に基づき、理学研究科が行う。  
(一部改正 平成25年達第18号、平成27年達第47号、令和2年達第24号)

(入学前の既修得単位の認定)

第4条の5 前期課程学生が、本研究科に入学する前に、本学の他の研究科又は他の大学の大学院において授業科目を履修し修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)は、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により、単位の認定を受けようとする者は、所定の様式により願出しなければならない。  
(一部改正 平成21年達第41号、平成25年達第18号)

(単位の取消)

第4条の6 大学院学則第27条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号、平成25年達第18号)

(専修免許状取得に係る履修等)

第5条 前期課程において、高等学校教諭一種免許状(理科)の授与資格を有し、所定の単位を修得した者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する高等学校教諭専修免許状(理科)を受ける資格を得ることができる。

- 2 前項に規定する専修免許状を取得しようとする者は、別表2に定める科目から12科目、合計24単位を履修し、修士の学位を得なければならない。  
(一部改正 平成31年達第20号)

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、理学研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成31年達第20号、令和2年達第24号)

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、発布の日から施行する。  
(名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程の廃止)
- 2 名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程(平成12年名古屋市立大学達第15号。)は、廃止する。  
(経過措置)

- 3 この達の規定は、平成18年度以後に入学(転入学、及び再入学(以下「転入

学等」という。)を除く。)する学生に適用し、平成17年度以前に入学した学生については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程の例による。

- 4 平成18年度以後に転入学等する学生の履修については、その者が転入学し、又は再入学する際に属する在学生の例による。
- 5 第3項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 6 この附則に定めるもののほか、この達の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則 (平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第64号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。  
(長期履修)
- 2 長期履修の手続については、施行日前でも行うことができる。  
(経過規程)
- 3 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)は、平成19年度以後に入学(転入学、再入学及び学士入学(以下「転入学等」という。))を除く。)する学生について適用し、平成18年度以前に入学した平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 4 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第53号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)は、平成20年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)する学生に適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成20年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第41号)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)は、平成21年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)する学生に適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等

については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

- 4 平成21年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成22年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生の履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第25号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成23年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生に適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成24年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生に適用し、平成23年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学又は進学した学生に係る履

修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成25年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生に適用し、平成24年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成26年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成25年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成26年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成27年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成26年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、な

お従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成26年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成27年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成28年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条の2の規程は、平成27年以前に入学した学生にも適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 5 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成29年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成29年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第20号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院システム自然科学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成31年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成30年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後第4条の3第1項の規定は、平成30年度以前に入学又は進学した学生についても適用する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 5 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第24号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院理学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、令和4年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別表 1

## (1) 前期課程

区分	授業科目	授業形態	単位数	
共通科目	理学概論※	講義	2	
専門科目	生命情報系	身体生理学	講義	2
		生体分子生理学	講義	2
		植物分子生理学	講義	2
		高次遺伝情報学	講義	2
		遺伝子解析論	講義	2
		進化機構論	講義	2
		生物エネルギー論	講義	2
		生態情報測定学	講義	2
		分子代謝機構学	講義	2
		分子系統進化学	講義	2
		生命画像解析学	講義	1
		生命データ科学	講義	1
		生命情報学特論 1	講義	2
		生命情報学特論 2	講義	2
		生命情報学特論 3-1	講義	1
		生命情報学特論 3-2	講義	1
		生命情報学特論 4	講義	2
		生命情報学特論 5	講義	2
	自然情報系	代数学特論	講義	2
		幾何学特論	講義	2
		解析学特論	講義	2
		応用数理情報論 A	講義	2
		応用数理情報論 B	講義	2
		分子構造学	講義	2
		構造物性物理学	講義	2
		量子物理学特論	講義	2
		結晶成長学特論	講義	2
		先端有機化学	講義	2
		星間物理学	講義	2
		知能情報学	講義	2
		ネットワークシステム論	講義	2
		自然情報学特論 1	講義	2
自然情報学特論 2-1	講義	1		
自然情報学特論 2-2	講義	1		
自然情報学特論 3-1	講義	1		
自然情報学特論 3-2	講義	1		
自然情報学特論 4	講義	2		
自然情報学特論 5-1	講義	1		
自然情報学特論 5-2	講義	1		

		自然情報学特論 6	講義	2
		自然情報学特論 7	講義	2
	大学院 環境健康安全学 プログラム	自然科学と環境持続性 (SDGs) 概論	講義	1
		データサイエンス特論	講義	1
	専門 演習	演習Ⅰ ※	演習	1
		演習Ⅱ ※	演習	1
		演習Ⅲ ※	演習	1
		演習Ⅳ ※	演習	1
関連科目	理学情報特論 1	講義	2	
	理学情報特論 2	講義	2	
	理学情報特論 3	講義	2	
	理学情報特論 4	講義	2	
	産官学環境健康安全学インターン シップⅠ	実習	1	
	グローバルプレゼンテーションⅠ	実習	1	
	環境健康安全学課題解決 アクティブラーニング	実習	1	
特別研究	特別研究※	演習	18	
備考	<p>1 共通科目は、必修科目とする。</p> <p>2 専門科目及び関連科目で10単位以上を修得しなければならない。このうち、専門科目については、所属する系から4単位以上、専門演習4科目4単位を修得しなければならない。なお、本研究科の環境健康安全学大学院プログラム2科目を所属する系の専門科目の単位とみなすことができる。</p> <p>3 ※印は必修科目とする。</p>			

## (2) 後期課程

区分	授 業 科 目	授業形態	単位数
専門 科目	生命情報学特講	講義	2
	自然情報学特講	講義	2
	理学情報特講 1 ※1	講義	2
	理学情報特講 2 ※1	講義	2
演習 科目	生命情報学講究	演習	4
	自然情報学講究	演習	4
	理学情報講究 1 ※2	演習	2
	理学情報講究 2 ※2	演習	2
関連 科目	研究技術特講 ※2	講義	2
	産官学環境健康安全学インターンシ ップⅡ	実習	1
	グローバルプレゼンテーションⅡ	実習	1
特別 研究	特別研究	演習	12

備考	1 特別研究は、必修とする。 2 専門科目 4 単位以上、所属する系の演習科目 4 単位を修得しなければならない。 3 日本語の理解が十分でない学生のみ履修可能とする。(※1) 4 第4条第1項第2号により修了に要する在学期間が2年未満と認められた者の演習科目 4 単位の修得については、演習科目 2 単位及び研究技術特講 2 単位の修得をもって、当該 4 単位を修得したものとみなす。(※2)
----	--

(一部改正 平成19年達第64号、平成20年達第53号、平成21年達第41号、平成22年達第45号、平成23年達第25号、平成24年達第29号、平成25年達第18号、平成26年達第21号、平成27年達第21号、平成28年達第21号、平成29年達第16号、平成31年達第20号、令和2年達第24号、令和4年達第31号)

別表 2

		授業科目	授業形態	単位数
高等学校 教諭専修 免許状 (理科)	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	身体生理学	講義	2
		生体分子生理学	講義	2
		植物分子生理学	講義	2
		高次遺伝情報学	講義	2
		遺伝子解析論	講義	2
		進化機構論	講義	2
		生物エネルギー論	講義	2
		生態情報測定学	講義	2
		分子代謝機構学	講義	2
		分子系統進化学	講義	2
		生命画像解析学	講義	1
		生命データ科学	講義	1
		分子構造学	講義	2
		構造物性物理学	講義	2
		量子物理学特論	講義	2
		結晶成長学特論	講義	2
先端有機化学	講義	2		
星間物理学	講義	2		

(一部改正 平成31年達第20号、令和4年達第31号)